

法務省「養育費不払い解消に向けた検討会議」

第6回 議事要旨

- 1 日 時 令和2年9月9日（水）10時～12時
- 2 場 所 法務省会議室（一部の参加者はウェブ会議により実施）
- 3 出席者

（議長）熊谷 信太郎（弁護士）

（構成員）赤石 千衣子（NPOしんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）

石田 京子（早稲田大学大学院法務研究科教授）

大森 三起子（弁護士）

兼川 真紀（弁護士）

杉山 悦子（一橋大学大学院法学研究科教授）

【オブザーバー】

日本司法支援センター，公益社団法人家庭問題情報センター・養育費相談支援センター，厚生労働省，最高裁判所

【法務省関係部局】

司法法制部，民事局（事務局）

4 要 旨

（1）中間取りまとめに向けた意見交換

出席した構成員により，養育費の不払い解消に向けた当面の改善方策（以下「中間取りまとめ案」という。）について，中間取りまとめに向けた意見交換が行われ，中間取りまとめが取りまとめられ，その字句や修辭等形式的な修正につき議長に一任することとされた（主な発言は5（1）を参照）。

（2）今後の進め方等に関する意見交換

出席した構成員により，養育費の不払い解消に向けた新たな立法課題，制度上の在り方や，今後の議論の進め方等について，意見交換を行った（主な発言は5（2）を参照）。

5 構成員からの主な発言

(1) 中間取りまとめに向けた意見交換

- ・ 養育費不払い解消に向けた専門家の活用として、司法書士の活用の在り方については、司法書士には家事事件の代理権はなく、書類作成代理のみを行うことができることに十分留意して慎重に検討すべきと考えられる。養育費問題には、法律問題の相談対応を含め、専門家による適切な方針と対応が不可欠である。近年、弁護士数は大幅に増加していることから、弁護士の研修を充実させ、養育費問題に対応する弁護士の質の向上を図っていくという方向性を目指すべきではないか。
- ・ ひとり親の立場から見れば、現実問題として、弁護士への相談のハードルはなお高い場合があり、裁判所提出書類の作成を頼める司法書士の方がアクセスしやすいという意見もある。非弁行為については、養育費相談を受けている各機関で生じ得る問題であり、難しい問題であるが、適切に対応する必要がある。
- ・ 司法書士には、書類作成代理の権限が認められており、そのための相談対応は可能である。他方、その権限を越える行為がある場合には当然問題となる。実務家にヒアリングしたところ、弁護士の側からみれば、養育費案件は収益性の乏しい事件が多く、他方で、利用者の側からすると、弁護士費用が高いために依頼を諦めざるを得ないという声を聞いた。養育費問題は、早期の段階で適切な専門家につなぎ、取決め・取立てをすることが重要なので、利用者目線でアクセスできる範囲を広げることが重要ではないか。理想としては、利用者が弁護士に容易にアクセスできる体制が一番いいと思うが、現実問題として、そこまでの体制がないのであれば、書類作成まではできる司法書士についても、その範囲でのアクセスを促進してはどうか。非弁の問題への対応については、弁護士会と司法書士会との間での適切な協議や連携が必要である。
- ・ 費用の点では、専門家である弁護士に委任した方が、弁護士以外にいろいろ何度も頼むより、結果として安くなるケースもある。また、提供できるサービスの内容が大きく異なる。弁護士として、養育費問題を含む離婚相談を幅広く実施してきているが、弁護士への敷居が高いというイメージをいまだ払拭しきれないのであれば、弁護士としてもサービス等について更に周知を進めていく必要がある。
- ・ 弁護士による養育費問題相談会の開催について、既の実施しているものを今後さらに拡充していくとなると、公的支援も含めた財政措置が必要な課題となるのではないか。

- ・ 裁判所の手続のリモート化について、様々な検討をしていくことが必要ではないか。

(2) 新たな立法課題や今後の進め方等について

- ・ 裁判所の利用促進の観点から、平日夜間や土日に家庭裁判所の調停を実施することができないか、利用時間の拡大を検討してほしい。実現に向けた課題もあると思うが、最近では、行政機関のサービスも土日に利用できるものが多い。仕事を休むと収入が減る利用者もいるので、一般人の感覚として、土日に裁判所の手続を利用したい人も多いのではないか。
- ・ 養育費債権の回収に民間サービスのノウハウを活用することには、サービスに手数料を払うことで、権利者が養育費を満額取得できないおそれがあること、買い取ったサービスによる回収と義務者の権利者に対する直接支払いによってサービスと権利者の利害が衝突すること等の懸念がある。サービスのノウハウの活用は、子の最大の利益という観点から、慎重に検討すべきではないか。
- ・ 養育費の取決め促進策として、離婚前後の親ガイダンスの制度化が有効である。ただし、一部の自治体等で行われている現行のガイダンスの内容は、親の心情が配慮されておらず、離婚は子どもにとってよくないことであるという誤解を親に与えるおそれがある。離婚する親の心情にも配慮した内容を実現していく必要がある。
- ・ ガイダンスの内容について、離婚後は、世帯数が増えることにより、離婚前の生活水準を維持できない場合が多いことを理解してもらう必要がある。説明の仕方にも工夫が求められるが、ガイダンスの内容を考える際に、そのような配慮も必要である。
- ・ ガイダンスの内容について、ひとつの家族の形にこだわらず多様な家族を前提にした考え方に基づくべきである。
- ・ 養育費の不払い者に対する制裁を検討すべきである。諸外国の制度も参考に、裁判所侮辱罪等の刑罰による制裁だけでなく、運転免許証や公的サービスの停止等といった行政措置による制裁も検討してほしい。
- ・ 養育費に関する債務名義の取得手続を、いかに使いやすくしていくか、裁判手続やADRの使い勝手の改善が課題になる。また、民事執行法が改正されたが、当事者本人が執行手続を利用する場面も多いことから、それも念頭に、より使いやすい強制執行制度になるような検討をしてはどうか。
- ・ 現行法の下では、義務者が退職した場合や自営業の場合等について、養育費の回収の困難な状況が続いている。韓国の取組などを参考にしつつ、養育

費の不払いが生じた場合における国による立替払いの制度の可能性についても、検討してはどうか。

- ・ 養育費に関する新たな制度設計や、未成熟子に対する親の扶養義務の明確化を議論するにあたっては、現代社会における多様な家族の在り方を念頭に置いて、これを前提とした議論を行うことが重要である。
- ・ 諸外国に見られるように、養育費の取決め、取立て、支援のフェーズを全体として統括・監督することができるような行政体制が我が国でも必要ではないか。
- ・ 養育費の任意の支払を受けられない人が支払を受けるために手続をとる場合の負担に配慮した支援方策を考えていく必要があり、自治体の役割が重要である。養育費問題に自治体がより積極的に関与することができるようになれば、義務者において親の義務として養育費を支払わなければならないことをより一層認識し、さらに、権利者が安全に確実に養育費を受け取る体制を構築することが可能になるのではないか。

以 上